

## 申請の際の留意点

福岡市住宅都市局交通計画課

本資料は、福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（ユニバーサルデザインタクシー）の申請の際の留意点をとりまとめたものです。申請の際は、必ず事前に本資料と『福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（ユニバーサルデザインタクシー）交付要綱』をご確認の上、申請していただきますようお願いいたします。

また、本資料ではユニバーサルデザインタクシーを『UDタクシー』と表記します。

### 1. 補助金

車両1台当たりの補助上限額 20万円

- ✓ 本市の予算の範囲内となりますので、全ての申請に補助できるとは限りません。
- ✓ 本市の予算や申請台数によっては、補助額が上限額を下回ることもあります。

### 2. 交付条件

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く)
- ② 上記①の許可の営業区域が『福岡交通圏』
- ③ 上記①②の事業者に本要綱のUDタクシーを貸与するリース会社
  - ✓ 市外 of 会社でも構いません。
- ④ 補助車両の運転手は次のいずれかの研修の受講または資格を有すること。  
ユニバーサルドライバー研修、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士
- ⑤ 補助対象経費は、車両本体の価格(消費税を除く)
- ⑥ 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両
- ⑦ 自動車車検証の使用の本拠の位置が福岡市内
- ⑧ 交付要綱別紙の「ユニバーサル都市・福岡」ロゴマークを車体の左側面に表示
- ⑨ クレジットカード・交通系ICカード・QRコード決済の全ての決済機能を搭載
  - ✓ 種類は問いません。
- ⑩ スマートフォンによるタクシー配車アプリでの配車に対応
  - ✓ 種類は問いません。
- ⑪ 本市の市税を滞納していない。
  - ✓ 本市で調査を行いますので、様式2の同意書を提出してください。
  - ✓ もしくは市税に係る徴収金に滞納がない証明書を提出してください。
- ⑫ 暴力団又は暴力団員と関係がない。
  - ✓ 本市で調査を行いますので、様式2の同意書を提出してください。
  - ✓ 福岡市暴力団排除条例に基づき、申請者が交付要綱に定められた項目に該当するときは、補助はできません。

### 3. 申請

下記の全ての申請は、必ず電話での事前相談を市担当部署に行い、福岡市タクシー協会の会員におかれましては、協会への事前連絡を行ってください。

申請は、以下の方法により行ってください。

1. メールでの申請 : 申請受付**期間内**に、市担当部署へメール
  - ・「件名」を「【会社名】令和4年度UDタクシー補助申請」としてください。
  - ・メールには、担当者名および連絡先を必ず記載してください。
2. 郵送での申請 : 申請受付**期間内**に必着
3. 窓口での申請 : 申請受付**期間内**に窓口にて直接申請。
  - ・事前に担当者との申請する時間を打ち合わせること

なお、いずれも申請日を記載してください。

申請受付**期間**は、随時ホームページでお知らせします。

### 4. 補助申請から補助交付の流れ ※申請から支払請求まで当該年度で完了してください。

#### 1-1 交付申請（事業者 → 市）【様式1及び添付資料を提出】

- ✓ 申請書と併せて「交付申請時チェック表」を提出してください。
- ✓ 申請書の添付資料⑥⑦の様式は自由です。
- ✓ 導入予定日は当該年度末までにしてください。
- ✓ 市の交付決定以前に、購入（登録）された車両は補助できません。

#### 1-2 交付決定変更申請（事業者 → 市）【様式5を提出】

- ✓ 本市より通知した交付決定に対して、申請台数など変更がある場合、若しくは申請の取り下げを行う場合に提出してください。

#### 2 交付決定通知（市 → 事業者）

- ✓ 受付後、審査の上、本市より交付決定通知書（様式4）を交付します。

#### 3 事業完了実績報告（事業者 → 市）【様式9及び添付資料を提出】

- ✓ 補助対象事業完了（支払完了日）から1か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。  
※報告書の確認・修正等に期間を要するため、早めに提出してください。
- ✓ 報告書と併せて「事業完了実績報告書提出時チェック表」を提出してください。
- ✓ 報告書の添付資料④⑤⑥の様式は自由です。
- ✓ キャッシュレス決済機の納品書及び配車アプリの契約書に補助車両の車番を記載してください。
- ✓ 本市職員が実績調査（検査）を行う場合がありますので、その際はご協力ください。

#### 4 交付確定通知（市 → 事業者）

- ✓ 報告書受領後、審査の上、本市より確定通知書（様式10）を交付します。

#### 5 支払請求（事業者 → 市）【様式11を提出】

- ✓ 市の確定通知書受け取り後、速やかに交付要綱の支払請求書を提出してください。
- ✓ 提出方法は、メール、郵送、窓口のいずれでも構いません。

#### 6 補助金の交付

## 7 その他

○財産処分承認申請【様式12を提出】

- ✓ 車両登録日から3年間は、処分（破棄や譲渡等）は出来ません。
- ✓ 万が一、3年以内に処分される場合は交付要綱の申請書を提出してください。その場合、どのような理由であろうと補助金の返還が必要となります。

○関係資料の保存

- ✓ 申請書及び関連する資料の保存期間は完了年度から5年間です。

## 5. 市担当部署

---

部 署	福岡市住宅都市局都市計画部交通計画課
住 所	福岡市中央区天神1丁目8の1
電話番号	092-711-4393
E-mail	kotsukeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp